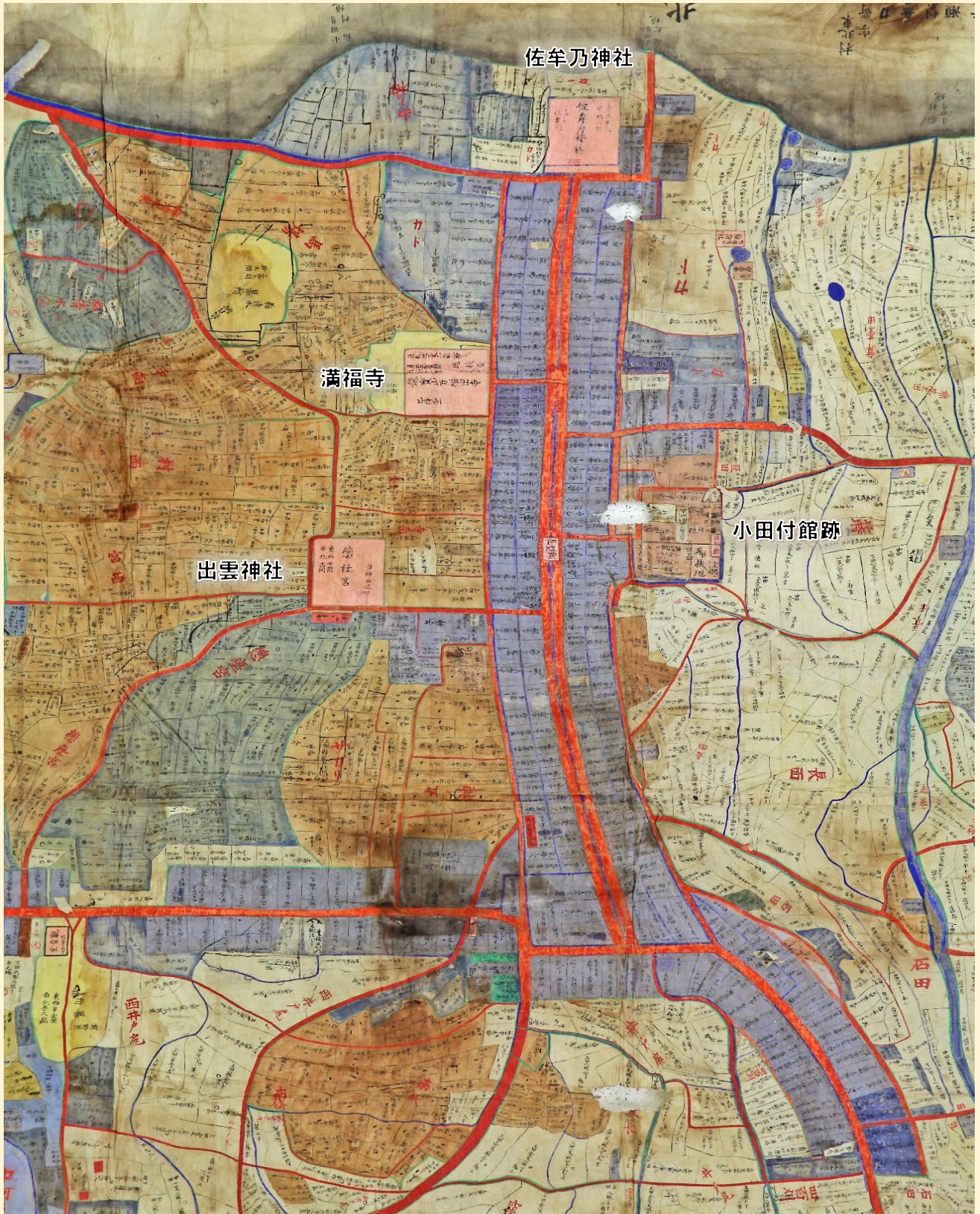


4. 保存地区の概要

- 面 積 : 15.5ヘクタール
- 都市計画決定日 : 平成30年3月30日
- 重伝建地区選定日 : 平成30年8月17日
- 選 定 基 準 : 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの
- 選 定 種 別 : 在郷町 / 醸造町



重要伝統的建造物群保存地区

Important Preservation Districts for Groups of Traditional Buildings



在郷町・醸造町 **小田付**

1. 立地

喜多方市は、福島県の西部一帯を占める会津地方の北部に位置し、古くは「北方」と称しました。三方を山地とし、東には奥羽山脈に属する大仏山や雄国山、西には越後山脈、北には飯豊山地の連峰が連なります。周辺の山地から会津盆地に流れる河川を集めた阿賀川は、新潟県で阿賀野川となって日本海に注いでいます。

小田付地区は、喜多方市の中心部を南北に貫流する田付川の東岸に発達し、西岸の小荒井地区とともに喜多方市街地の中心を形成します。田付川の自然堤防上に位置しており、南北約 900m、東西約 500mの南北に長い町並みで、田付川が形成する扇状地の扇端にあたるため、湧水と地下水に恵まれています。



2. 歴史と沿革

田付川中流域に位置する中田付では、中世から定期市が開かれていましたが、蘆名氏重臣の佐瀬種常（大和守）は、立地が不便であることを理由に市の移転を決定しました。

天正 10 年（1582）に新たに町として開いたのが小田付の始まりとされています。

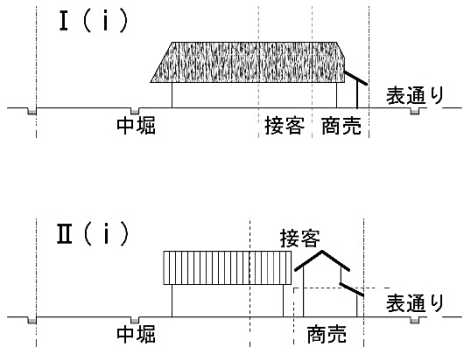
周辺にある 93 集落から労働力を集め、近傍の台・南条・古屋敷・小田付の 4 集落から民家を移して、「小田付村」と名付けました。

小田付村を築いたとき、佐瀬は自らの居館を置いたとされ、その小田付館跡は、江戸時代に郷役所（郡奉行所）、その後、代官所に改められ、現在は御蔵稻荷神社となっています。

天正 18 年（1590）から元禄 2 年（1689）までは、「半石半永」（米と金）の納税制度を定めたこともあり、農民が貨幣を入手する必要がありました。そのため、農民が農産物等を換金できるよう、領主は主要な村々に定期市の開催を許可してこれを統制しました。小田付は、田付川西岸に位置する小荒井と市日の争論を繰り返しながら、会津地方北部を代表する市町として発展しました。



喜多方市指定文化財「岩代国耶麻郡小田付村絵図」



近世中期以降になると、商人による商売の独占、農民による市場外での直商売が増え、店の常設化が進みました。これにより、表通りの町並みは居宅だけでなく、店が建ち並ぶようになり、^{ざいごうまち}在郷町としての性格を強めていきました。しかし、常設店が軒を連ねるようになると定期市は衰退し、19世紀初頭には年初、年末のほか数度開かれる程度となりました。

寛文5年（1665）には121戸であった小田付村の戸数は、19世紀初頭に172戸、明治元年（1868）に232戸となり、町並みも南に、次いで南端から西部（西町）や南東部（東町）に延びていったと考えられます。

3. 町並みの特徴

【小田付の伝統的な敷地の利用と建物の配置】

ミセの正面は道路境界から0.5～1m程後退

表通りからミセ、主屋、附属屋の順に並ぶ

主屋は道路と直行する方向の棟

附属屋は主屋の奥に並ぶ場合、主屋と同じ棟の向きとするものが多い

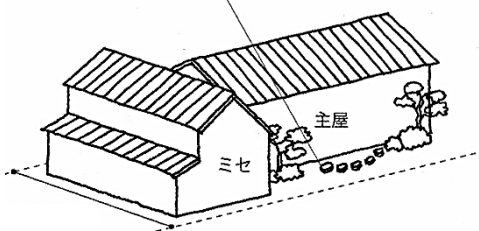


表通りに面する附属屋は稀
表通りに面してニワを設ける例は稀

建物は敷地の北に寄せて建て、南に通路を設け、空間（庭）をとる

【ミセ・主屋の形式】

主屋の前に幅1間以上の庭が生じる



【中堀】

町割り当初から、東西の屋敷地に「中堀（なかぼり）」と呼ばれる水路を通してあり、現在も残されています。



【土蔵の屋根の形式】

土蔵の屋根には、^{おきやね}置屋根形式の「^{にしゅうや}二重屋」と軒先の蛇腹を漆喰で塗り込めたものがあり、塗り込めの断面形状には、直線状の「^{きつたて}切っ立て」と円弧状の「^く繰り」があります。

塗り込めのものも構造は置屋根で、置屋根の軒廻りに木摺下地を組んで、漆喰を塗ります。

